

令和4年5月26日
(2022年)

令和4年夏季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員及び再任用職員の令和4年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、過日、職員団体等と合意した内容を、本日、議会に提案し、成立したところである。
- 2 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 3 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、要求に沿えない。引き続き検討する。
- 4 再任用職員の格付けの見直しについては、定年引上げ制度の検討の中で併せて検討する。
- 5 定年前職員及び再任用職員の夏期休暇については、現行どおり週5日勤務者は5日、週4日勤務者は4日付与する。夏期休暇の対象となる会計年度任用職員については、現行どおり5日の範囲内で任用日数に応じて付与する。
新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な対応を講じている状況の中での完全取得を考慮し、取得できる期間を昨年度に引き続き、令和4年6月10日から8月31日までの間とする。取得期間延長の取扱いは最大10月31日までとし、その他は従来どおりとする。
- 6 令和2年度及び令和3年度に付与した勤続10年及び20年の長期在職休暇については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、必要に応じて、現行今年度末までとなっている取得期間の延長を検討する。
- 7 災害時にやむを得ず、通常の通勤経路と異なる経路で出勤・退勤した時の実費弁償については、関係所管で協議を始める。
- 8 水道部庁舎の網戸については、必要性を考慮しながら、設置についての検討を行う。

9 会計年度任用職員の病気休暇については、期間を拡大し、現行の最大10日を最大12日に改める。令和4年7月1日から施行する。

10 60歳に達する会計年度任用職員に対する経験年数加算については、検討を進める。